

配水管技能者要件の運用について

■水道本支管工事における配水管技能者の現場への配置について

水道本支管工事における品質の向上と適正な施工を図るため、ダクタイトイル鑄鉄管や配水用ポリエチレン管の施工を含む工事において、「配水管技能者が事業所に1名以上所属していること」を入札参加資格要件としているところですが、以下のとおり、令和3年6月1日以降の入札公告分から「配水管技能者を現場に配置すること」を入札参加資格要件に追加します。

時 期	配水管技能者要件
① 現 在	<ul style="list-style-type: none">●ダクタイトイル鑄鉄管の施工を含む水道工事 (公社)日本水道協会の「配水管工技能講習会」を受講し、<u>耐震継手配水管技能者として登録された者が事業所に「1名以上」所属していること。</u>●配水用ポリエチレン管の施工を含む水道工事 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の「<u>施工技術講習会</u>」を修了した者が事業所に「1名以上」所属していること。
② 令和3年6月1日以降の入札公告分から(①に追加)	<ul style="list-style-type: none">●ダクタイトイル鑄鉄管の施工を含む水道工事 (公社)日本水道協会の「配水管工技能講習会」を受講し、<u>耐震継手配水管技能者として登録された者を配管作業の現場に配置できること。</u>●配水用ポリエチレン管の施工を含む水道工事 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の「<u>施工技術講習会</u>」を修了した者を配管作業の現場に配置できること。

入札参加資格要件の追加にあたり、「配水管技能者」の現場配置に関する運用方法を以下のとおりとします。

【配置する配水管技能者について】

- ・ダクタイトイル鑄鉄管及び配水用ポリエチレン管の配管作業の現場には、その施工に対応した配水管技能者を配置してください。なお、配水管技能者の複数現場の兼任は可能とします。
- ・準備期間、舗装取壊し、掘削、仮舗装及び本復旧等、配管作業を伴わない作業においては、配水管技能者の現場配置は不要とします。
- ・下請業者の従業員を配水管技能者として配置することを認めます。
- ・従業員を配水管技能者として配置する場合、雇用保険及び社会保険等に加入している者に限り配置できることとします。

【提出書類等】

① 入札時(落札候補者決定後)

- ・「ガス水道工事の資格要件確認書」に配置予定の配水管技能者を記入し、施工内容により「登録証」又は「受講修了証」のいずれか又は両方の写しを添付してください。

② 着工前

- ・「施工計画書」に配置する配水管技能者を「施工に必要な有資格者の一覧表」(任意様式)に記載し、施工内容により「登録証」又は「受講修了証」のいずれか又は両方の写しを添付してください。なお、配水管技能者を追加する場合は、工事打合簿に登録証等を添付してください。

③ 竣工時

- ・「出来形管理に係る継手チェックシート」に配置した配水管技能者を記入してください。